

コミットメント型ライツ・オファリングの円滑化に係る
株式等の振替に関する業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 株式等の振替に関する業務規程の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表・・・・・・・・	2

コミットメント型ライツ・オファリングの円滑化に伴う
株式等の振替に関する業務規程の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程（平成20年8月15日通知） （下線部分変更）

新	旧
<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの （以下「機構取扱対象株式等」という。）で あって次条第1項の同意を得たものを株式 等振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権 であって次に掲げるもの。</p> <p><u>イ 金融商品取引所に上場されていた新株予約 権（規則で定める新株予約権に限る。）</u></p> <p><u>ロ 前イに掲げる新株予約権以外の新株予約権 であって規則で定める要件のすべてを満た すもの（以下「総額買取型新株予約権」とい う。）</u></p> <p>（5）～（11） （略）</p>	<p>（機構取扱対象株式等）</p> <p>第6条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの （以下「機構取扱対象株式等」という。）で あって次条第1項の同意を得たものを株式 等振替業において取り扱うものとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4）前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権 であって<u>規則で定める要件のすべてを満た すもの（以下「総額買取型新株予約権」と いう。）</u></p> <p>（5）～（11） （略）</p>

2. 附則

この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

以 上

コミットメント型ライツ・オファリングの円滑化に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p><u>3の2 規程第6条第4号イに規定する規則で定める新株予約権は、取得条項付新株予約権（会社法（平成17年法律第86号）第273条第1項に規定する取得条項付新株予約権をいう。）であって、新株予約権無償割当て（会社法第277条に規定する新株予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新株予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されている新株予約権とする。</u></p> <p>4 規程第6条第4号ロ及び第6号ロに規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(口座通知の取次ぎの請求を要しない場合)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 規程第42条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 株主に株式の割当てを受ける権利を与えることにより会社法第199条第1項の募集が</p>	<p>(総額買取型新株予約権等の要件)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4 規程第6条第4号及び第6号ロに規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。 (1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(口座通知の取次ぎの請求を要しない場合)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 規程第42条第2項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 株主に株式の割当てを受ける権利を与えることにより会社法(平成17年法律第86号)</p>

行われる場合であって、特別口座以外の口座を有する加入者が募集株式の引受けの申込みをするとき (2) (略)	第 199 条第 1 項の募集が行われる場合であって、特別口座以外の口座を有する加入者が募集株式の引受けの申込みをするとき (2) (略)
--	--

2. 附則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

以 上